

## 令和8年度 酒田港湾振興会酒田港コンテナ貨物利用促進助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 酒田港湾振興会（以下「振興会」という。）は、酒田港に就航する定期コンテナ航路（以下「コンテナ航路」という。）の利用拡大を促進することを目的とする酒田港湾振興会酒田港コンテナ貨物利用促進助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 荷主

日本国内に主たる事業所を有する、船荷証券（B/L）上の荷送人若しくは荷受人（以下「B/L荷主」という。）又は船荷証券（B/L）に記載のない実質上の荷送人若しくは荷受人等（以下「実質上の荷主等」という。）をいう。

#### (2) TEU

コンテナ貨物量を表す単位をいい、20フィートコンテナ1個を1TEUとし、40フィートコンテナ1個を2TEUと算定する。

#### (3) FCL

コンテナ1個を単位として発送される大口貨物をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成対象者は、FCLの荷主であって、次条に規定する助成対象期間内にコンテナ航路により輸出入・移出入を行ったコンテナ貨物量（以下「コンテナ貨物量」という。）が次条に規定する助成対象期間当たり5TEU以上である荷主とし、酒田市内に事業所等を置く振興会の会員とする。

### (助成対象期間)

第4条 助成対象期間は、令和8年4月1日から令和9年3月10日までとする。

### (助成対象貨物量の算定)

第5条 助成対象貨物量は、前条に規定する助成対象期間のコンテナ貨物量（TEU）の合計とする。

### (助成金額)

第6条 助成金の額は、次に掲げる酒田港から発着地までの陸送距離の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、1荷主に対する上限は24万円とする。

(1) 50km未満 前条に規定する助成対象貨物量1TEU当たり8,000円

(2) 50km以上 助成対象外

- 2 前項の規定にかかわらず、助成金交付申請額の合計が予算額を超える場合は、予算の範囲内で助成対象者を選定し、又は助成金額を調整する場合がある。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年7月1日から令和9年3月10日までに、酒田港湾振興会酒田港コンテナ貨物利用促進助成金交付申請書（様式第1号）に振興会の会長（以下「会長」という。）が必要とする書類を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、“プロスパーポートさかた”ポートセールス協議会（以下「ポートセールス協議会」という。）の令和8年度酒田港陸送費助成と併せて申請している場合は、会長が必要とする書類をポートセールス協議会令和8年度酒田港陸送費助成実施要綱第10条に基づきポートセールス協議会に提出した書類の写し及び同第11条に規定する酒田港陸送費助成額確定通知書（様式第9号）の写しを提出することでこれに代えることができる。

(交付決定)

第8条 会長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、適正と認める場合は助成金の交付を決定し、申請者に酒田港湾振興会酒田港コンテナ貨物利用促進助成金交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- 2 会長は、前項の交付決定をしたときは、速やかに申請者に助成金を交付するものとする。この場合において、提出された書類のみで第3条及び第5条に規定する助成要件等を満たしているか確認できない場合は、調査の実施により交付すべき助成金額を確定し、当該助成金を交付するものとする。
- 3 会長は、前項の後段の調査の過程において、取扱貨物証明書（様式第7号）により海運貨物取扱事業者等関係者に対して取扱貨物量を照会することができる。

(助成金の返還)

第9条 会長は、虚偽の申請又は不正の手段により助成金の交付を受けた者に対し、既に交付した当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。